

契約書 兼 重要事項説明書
(介護予防訪問看護、訪問看護：介護保険)

利用者： _____ 様

医療法人水の木会
下関病院訪問看護ステーション

○訪問看護利用契約書

利用者 _____ と医療法人水の木会が運営する下関病院訪問看護ステーション
(以下、「事業者」という)は、訪問看護サービスの利用に関して次のとおり契約を締結します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、健康保険法等の関係法およびこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護及び介護予防訪問看護(以下、「訪問看護」という)を提供します。

第2条 (契約期間)

この契約期間は、主治医の訪問看護指示書の指示期間である _____ 年 _____ 月 _____ 日
から始まり、指示期間の終了までとします。

第3条 (訪問看護計画とサービスの提供)

- 1 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、主治医の指示書に沿い、療養上の目標や具体的なサービス内容を記載し訪問看護計画書を作成し、これに従って契約書別紙「重要事項説明書」に記載した内容の訪問看護を計画的に提供します。
- 2 事業者は、訪問看護計画書を作成し、作成した場合は利用者およびその家族に説明します。
- 3 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合、訪問看護計画の変更の対応を行います。

第4条 (サービス提供の記録等)

- 1 事業者は、それぞれのサービスの提供に関する記録を整備するとともに、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 2 事業者は、利用者に対し、いつでも保管する利用者に関する記録の閲覧、複写物の交付に応じます。

第5条 (利用者負担金の滞納)

- 1 利用者が、正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までにその支払いがないときにはこの契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 事業者は、前項に定める協議などの努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合は、文書によりこの契約を解除することができます。

第6条 (利用者の解約権)

利用者は、事業者に対しいつでもこの契約の解除を申し出ることができます。この場合には、7日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

第7条（事業者の解約権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解約することができます。この場合事業者は、主治医に連絡します。

第8条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 第2条に基づく、契約期間が満了したとき
- 2 第5条に基づき、事業者から解約されたとき
- 3 第6条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ予告期間が満了したとき
- 4 第7条に基づき、事業者から契約の解約の意思表示がなされたとき
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します
 - (1) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合（3ヶ月以上）
 - (2) 利用者の要介護状態区分（要支援状態区分）が自立と認定された場合
 - (3) サービスを休止して3ヶ月以上経過した場合
 - (4) 利用者が死亡したとき

第9条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

第10条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は、利用者の家族の同意を予め文書で得ない限り、サービス担当者会議などで個人情報を用いませぬ。

第11条（苦情対応）

- 1 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合は、事業者、市町村及び国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合は、迅速かつ適切に対応します。

第12条（緊急時等の対応）

訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な対応をします。

第13条（契約外条項）

この契約に定めのない事項については、健康保険法令その他の関係法令を尊重して利用者と事業者が誠意を持って協議のうえ定めます。

○訪問看護重要事項説明書〔令和6年6月1日現在〕

1 当ステーションが提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

訪問看護ステーション名：下関病院訪問看護ステーション

TEL：083-258-0830

FAX：083-227-2480

担当 管理者

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 当医療法人の概要

法人名 医療法人水の木会 理事長 水木 寛

所在地 山口県下関市富任町6丁目18番18号

電話 083-258-0338

※ 寄付行為の目的に定めた訪問看護事業、予防訪問看護事業

3 下関病院訪問看護ステーションの概要

事業所名：下関病院訪問看護ステーション

所在地：下関市梶栗町4丁目2番34号 下関病院附属地域診療クリニック内

(1) サービス提供地域

下関市（離島及び旧豊浦郡のうち豊田町、豊北町は除く）

(2) 営業時間

月曜日～金曜日 午前9：00～午後5：00

土曜日 午前9：00～午後12：00

（祝日・12/30～1/3を除く）

※緊急の場合は24時間対応します。

下関病院訪問看護ステーションでは、看護師以外にも作業療法士が利用者又はそのご家族等からの電話相談に対応する場合があります。

相談内容は看護師に伝達され、必要な場合は速やかに看護師が対応いたします。

(3) サービス職員体制及び職務内容

サービス職員体制 常勤10名以上 非常勤0名 計10名以上

	常勤	非常勤	計
管理者	1名	0名	1名
看護師	8名以上（管理者含む）	0名	8名以上（管理者含む）
准看護師	0名	0名	0名
作業療法士	2名	0名	2名

職務内容

- ・ 管理者：看護師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- ・ 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤8名以上（管理者含む）
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- ・ 作業療法士 常勤2名
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

4 事業の目的、運営方針

（1） 事業の目的

医療法人水の木会が開設する下関病院訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するためにステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、または言語聴覚士（以下「看護職員等」）の人員及び管理運営に関する事項を定め、適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」）を提供することを目的とする。

（2） 運営の方針

利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

5 サービスの内容

- （1） 病状・障害の観察
- （2） 清拭・洗髪等による清潔の保持
- （3） 療養上必要な食事および排泄等日常生活の援助
- （4） 床ずれの予防・処置
- （5） リハビリテーション
- （6） 認知症患者の看護
- （7） 療養生活や介護方法の指導
- （8） カテーテル等の管理
- （9） その他医師の指示による医療処置

6 利用料金

(1) 利用料：介護報酬により計算

※ 利用者負担金は原則基本利用料の1割（一定以上所得者は2割又は3割）の額です。

但し、介護保険給付額の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

サービスの名称	サービスの内容	算定回数等	基本利用料 (介護予防訪問看護)
訪問看護費	20分未満	1回	3,140円 (3,030円)
	30分未満		4,710円 (4,510円)
	30分以上1時間未満		8,230円 (7,940円)
	1時間以上1時間30分未満		11,280円 (10,900円)
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合 ※1日に2回を超えて実施する場合は 90/100 (介護予防訪問看護の場合は50/100)	1回 につき	2,940円 (2,840円)

(※1) 前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護、介護予防訪問看護の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合は、1回につき80円減算

(※2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて行う場合は、1回につき50円を減算

なお、(※1)に該当する場合は、1回につき150円減算

サービスの名称	サービスの内容	算定回数等	基本利用料
緊急時訪問看護加算 (I)	24時間、利用者及び家族の連絡を受け、必要時に訪問できる体制である場合	月1回	6,000円
早朝・夜間加算	早朝6:00～8:00	1回	訪問看護費の 25/100加算
	夜間18:00～22:00		
深夜加算	深夜22:00～6:00	1回	訪問看護費の 50/100加算
初回加算(I)	退院、退所日に初回の訪問看護を行った月	1回	3,500円
初回加算(II)	初回の訪問看護を行った月	1回	3,000円

サービスの名称	サービスの内容		算定回数等	基本利用料
複数名訪問看護加算 (1)	30分未満	利用者の身体的理由により、2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合	1回	2,540円
	30分以上			4,020円
退院時共同指導加算	病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中(入所中)で、退院・退所後に指定訪問看護を受けようとする利用者又はその家族等に対し、退院・退所時に訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)と入院(入所)施設の職員(主治の医師その他の従事者)が、退院(退所)後の在宅療養についての指導を入院(入所)施設において共同で行い、その内容を文書で提供した場合		1回	6,000円
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、痰の吸引等を円滑に行うための支援を行った場合		月1回	2,500円

(2) 訪問看護が1時間30分以上となった場合は、30分毎自費1,000円徴収させていただきます。

(3) エンゼルケア 10,000円(消費税別)

(4) キャンセル料金

利用者のご都合でサービスを中止する場合や、利用日の前営業日の17時までに中止のご連絡がなかった場合、キャンセル料金として予定訪問の実費相当分をいただく場合があります。キャンセルが必要になった場合は、営業時間内にご連絡ください。

なお、再三にわたる予定変更のご要望には応じられない場合があります。

(連絡先：下関病院訪問看護ステーション TEL：083-258-0830)

(5) 交通費

サービス提供地域以外の地域につきましては交通費として、実施地域を越えた地点から、自動車を使用した場合1キロメートル毎に30円徴収させていただきます。

(6) 日常生活用具、物品等

利用者のご希望で購入される場合、実費を徴収させていただきます。

(7) 料金の支払い方法

毎月末締めとし、翌月10日以降に当月分の料金を請求いたしますので、24日までに振込または窓口でお支払いいただくか、口座引き落としとさせていただきます。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでご相談ください。重要事項説明後に訪問看護計画を作成しサービス提供を開始します。※居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員等にご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当ステーションの都合でサービスを終了する場合

利用者が通常の事業の実施地域外に転居し、それによりサービスの提供継続が困難と見込まれる場合は、終了2週間前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・ 利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合（3ヶ月以上）
- ・ 利用者の要介護状態区分（要支援状態区分）が自立となった場合
- ・ サービスを休止して3ヶ月以上経過した場合
- ・ 利用者が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 入院・入所等により1ヶ月以上の利用を休止された場合、利用再開については当ステーションの状況により、希望される時間や曜日に対応できない場合があります。その際は、利用者へ他の利用可能な時間や曜日を提示し、あらためて調整させていただきます。
- ・ 当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書で中止を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

⑤ サービスの提供を中止する場合

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず1ヶ月以内に支払わない場合
- ・ 利用者やご家族の方などが、当ステーションや当ステーションの看護職員等に対してサービスを継続し難いほどの背信行為を行った場合で、当ステーションにより文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合
- ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに当ステーションに申告して下さい。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。
- ・ 雪や台風による天候不良および災害時等に、利用者の了解を得た上で、訪問時間や訪問日の変更をする場合

(3) 保険証等について、初回利用時、毎月1回、保険証等の変更時に確認及び複写をさせていただきます。

(4) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意・ご了承ください。

- ① 看護師等は年金の管理、金銭の取り扱い等はいたしません。
- ② 看護職員等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

8 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者、市町村及び下関市に報告するものとします。
- (2) 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

9 公的機関への相談・苦情の申し出等

サービスに関する相談や苦情等については、当ステーションのほか、次の公的機関でも申出ができます。

○下関病院訪問看護ステーション

759-6614 下関市梶栗町4丁目2番34号（下関病院附属地域診療クリニック内）

担当者 管理者

TEL 083-258-0830

FAX 083-227-2480

受付日時 平日 午前9時～午後5時

土曜日 午前9時～午後12時

（祝日、12/30～1/3を除く）

○下関市福祉部介護保険課事業者係

750-8521 下関市南部町1番1号

TEL 083-231-1371

FAX 083-231-2743

受付日時 午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）

○山口県国民健康保険団体連合会

753-8520 山口市朝田1980番地7 国保会館

TEL 083-995-1010

FAX 083-934-3665

受付日時 午前9時00分～午後5時00分（土、日、祝日、年末年始を除く）

10 守秘義務

- (1) 事業者及び事業所の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
- (2) 事業者は、事業所の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
- (3) 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の訪問看護計画立案のためのサービス担当者会議並びに主治医等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- (4) (1)にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

11 虐待の防止に関する事項

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施し、そのための担当者を配置します。
【担当者：ステーション副管理者 門杉 春樹】
- (4) 事業者は、サービス提供中に、事業者の従業者または養護者（利用者の家族等高齢者や障害者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

12 衛生管理に関する事項

事業者は、当ステーションにおいて、感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 当ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 当ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 3 業務継続計画の策定に関する事項

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 4 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医院名

主治医氏名

連絡先

ご家族住所

氏名 (続柄)

連絡先

主治医への連絡基準

連絡方法

医療法人水の木会 下関病院訪問看護ステーション

TEL : 083-258-0830

FAX : 083-227-2480

訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき契約内容及び重要事項の説明を行いました。

説明者 氏名

私は、本書面に基づいて契約内容及び重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意し、利用契約書 兼 重要事項説明書を受領しました。

令和 年 月 日

利用者 住所

〃 氏名

署名代行事由：

署名代行者氏名：

(続柄)

緊急時訪問看護加算の算定について、 同意します。 同意しません。

事業所所在地 下関市梶栗町4丁目2番34号
事業者名 医療法人水の木会
代表者名 理事長 水木 寛
事業所名 下関病院訪問看護ステーション